

■研究調査レビュー

古代の「シマ」雑感

糸尾 達哉（鹿児島大学法文学部）

筆者は日本古代史を専攻する者である。したがって、ここでは古代史学徒として島嶼について日頃感じているいくつかの事柄を綴っておくこととしたい。

始めに、島（シマ）の語義について、試みに『日本国語大辞典』を繙き、明らかに古代より後に派生したと思われるような語義（例：「村落」や「流刑の地」、盗人仲間の隠語としてのシマ）は一切省略し、古代において用いられていたものに限って列挙してみると、以下の三つが挙げられる。

- ①周囲を水で囲まれた陸地。
- ②水流に臨んでいる①のような所。洲。
- ③泉水、築山などのある庭園。

このうち、①についてはことさらに説明を要しないであろう。四周を水で囲まれた陸地を島（シマ）と称することは、古代も現代も同じである。ただ、この①に関連して、古代においては、島は単に地形上の用語としてだけでなく、行政上の用語、すなわち、行政区画としても用いられたことは、古代史学界では常識であるが、一般にはあまり注意されていない（現に国語辞典として最も権威ある先の日国も全く言及していない！）ようなので、少しくふれておきたい。

八世紀以降の古代の行政区画は国郡里制と呼ばれ、その最上位の国（クニ）には朝廷から国司が派遣されて、郡を治める郡司（在地の豪族が任命される）の協力に支えられてこれを統治した。この古代の国の名号は薩摩・大隅などの旧国名として今日もなお私たちの目や耳に親しく、その国域についても例えば四国各県のように現在の県域に継承されているものも珍しくない。ところが、この国とレ

ベルを同じくしつつ、敢えて国ではなく、嶋（シマ）の語で行政区画を表した地域が三つあった。壱岐嶋・対馬嶋・多禰嶋の三嶋である。これらはみな地形上、島であることはいうまでもないが、ここで用いられている「嶋」はそのような地形上の島のことではなく、国と同レベルの行政区画を表す用語なのである。したがって、これらの「嶋」にはより下位のレベルの行政区画である郡や里が存在する。

例えば、多禰嶋は熊毛・能満・馭謨・益救の四郡を有した。因みに、多禰嶋の嶋域には現在の種子島一島だけではなく、屋久島も含まれた。

このように、国と同レベルでありながら、敢えて国ではなく「嶋」の名号で称されたから、これらを治める者は国司ではなく嶋司であり、聖武天皇によって全国に建立された官寺はこれらの地にあっては国分寺ではなく嶋分寺であった。本年2月本学で開催された第50回鹿大史学会大会においては、偶然にも下野敏見・平田信芳の両先学による同一テーマの研究発表が並んだ（下野「多禰国府の所在地について」、平田「多禰国府の解明—南種子町中之下にしぼられる—」）。これらの「多禰国府」も厳密には「多禰嶋府」である。もっとも、両氏ともそのことを十分ご存知の上で、一般の理解を得やすくするために、便宜「国府」の語を使用されたことはいうまでもない。事実、嶋司が政治を行った嶋府は国府に匹敵するのである。

それでは、これらの行政区画としての「嶋」はいかなる基準に基づいて使用されたのか。これらの地域は地形上、いずれもなるほど島である。しかし、地形上島であれば、すべて

「嶋」という行政区画となったわけではない。完全に一つの行政区画として独立させることができないような小島は無論「嶋」ではなく、いずれかの国に属した。一方、佐渡・淡路・隠岐といった比較的大きな島も「嶋」ではなく、逆にそれ自体が一つの国と看做された。これらは他の諸国と同様に、佐渡国・隠岐国・淡路国と称されたのである。

壱岐・対馬・多禰三嶋と佐渡・隠岐・淡路三国の違いは何か。佐渡や淡路は比較的規模において大きいとはいえ、本土の諸国に比べれば、やはり狭小である。まして、隠岐は規模において三嶋とさして大きな違いはない。にもかかわらず、前三者は「嶋」であり、後三者は「国」である。これは何故か。

筆者には、これについて断案があるわけではない。しかし、恐らくは六島の農業生産力、具体的には稲の収穫高が関係しているであろうと推測する。

古代の地方財政は基本的には独立採算制を採っていた。その財源は、官庫（正倉）に蓄えられた官稲であり、これを出挙（高利の強制貸付）して得た利稲が財政経費として一般経費（正税）、国司俸給（公廩）、その他の特別経費に支出される仕組みであった（ただし、以上は9世紀以降の仕組み）。この地方財政の財源となる官稲の数量は国ごとに定められているが、その数量は上記の仕組みからして、その国全体の収穫高を反映するものであったと考えてよい。そこで、10世紀前半成立の延喜式に規定されたこれらの官稲の数量を比較してみると、以下の通りである。なお、「束（ソク）」は古代における稲の数量単位であり、1束の稲は脱穀すると、ほぼ今日の2升に相当する。また、多禰嶋は天長元年（824）に大隅国に併合されたので、下記には見えない。

	正税	公廩	その他	合計(万束)
佐渡国	3.8	8.0	5.35	17.15
隠岐国	2.0	4.0	1.0	7.0

淡路国	3.5	4.5	4.68	12.68
壱岐嶋	1.5	5.0	2.5	9.0
対馬嶋	0.392			0.392

全体として、二嶋が三国に比べて財源規模が小さいことが看取されよう。とりわけ、正税だけで比べてみると、二嶋ともに三国の下位となる。二嶋が稲の収穫高について多くを望めない地域である点は否めない。しかし、壱岐嶋と隠岐国の両者に限ってみると、壱岐嶋が隠岐国に劣るのは正税のみで、他は逆に上回っており、合計、すなわち全体の財源規模も壱岐嶋が僅かながら凌駕している。この財源に表れた稲の収穫高だけを基準に採ると、隠岐国は「嶋」であっても不思議ではない。にもかかわらず、隠岐を「国」とし、壱岐を「嶋」としたことには、両者の農業生産力の単純な絶対比較だけではない要因があるとならなければならない。

そこで注意されるのは、壱岐・対馬二嶋の財源については、特別措置が講じられている点である。すなわち、やはり延喜式によると、まず対馬嶋については、嶋司および当嶋配備の防人の俸給として、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六国が毎年租穀2千石（稲に換算して2万束）を漕送することになっていたのであり、また壱岐嶋については、大宰府管内諸国（筑前・肥前・肥後・豊後・日向）が嶋分寺法会布施および供養料として1万3千束弱の正税を拠出し、別に筑前国が嶋分寺仏聖供料および講師常供料として6千束余りの正税を負担することになっている。

このうち、対馬嶋は公廩の支出を他国に全面的に依存せねばならぬ島勢であることを露呈しているといつてよい。また、壱岐嶋については、通常他国において「その他」の中に立てられている「国分寺料」枠の財源をここでは自ら確保できず、他国の助力を得ねばならぬ脆弱性を示している。

これに対して、三国の方は佐渡・淡路両国

はもとより、財源規模では壱岐嶋に劣る隠岐国の場合でも、他国に財政支出を依存するがごとき特別措置が講じられた形跡はない。

このことから導き出されるのは、前記6島を「国」と「嶋」とに最終的に区別したのは独立採算制の維持如何、すなわちその島の財政支出を自弁しうるだけの農業生産力を有しているか否かという基準ではなかったかということである。この基準に照らせば、隠岐のようにたとえ農業生産力の絶対数量は小さくても財政支出を自弁できるだけの生産力を有する島は独立採算制を維持できるとして「国」と位置づけられたし、一方壱岐のように農業生産力の絶対数量では隠岐を上回っても財政支出を自弁できるだけの生産力を持たない島は独立採算制を維持できないとして「嶋」に位置づけられたということになる。

ところで、壱岐嶋が財源総額で隠岐国を上回りながら、全財政支出を自弁できなかったのは、壱岐が対馬とともに防人を配備する前線の島として他島にない支出を求められたことによると思われる。同時に、壱岐・対馬両嶋はやはり前線の島として、在地豪族たる郡司のみにその統治を任せることができない戦略的重要性を持っていたのであり、したがって朝廷から派遣される国司に準じた者が嶋司として統治する、形の上では一個の独立した行政区画と看做されたのである。

そして、この事情はおそらく多禰嶋についても同様であったであろう。永山修一「天長元年の多禰嶋停廢をめぐって」(『史学論叢』11, 1985年)によれば、多禰嶋もまた、当初は律令国家による遣唐使のいわゆる南島路確保の拠点として重視され、また多禰地域自体が他の南九州地域と同じく政情不安の地であって朝廷による直接統治を必要としていたがために、全財政支出を自弁できるほどの農業生産力を有さなかったにもかかわらず、朝廷から派遣された嶋司が直接統治する行政区画と看做された。財政上は当然、他国の助力

を得ながら経営されていたであろう。しかし、やがて9世紀前半までには、南島路の衰退と政情不安の解消に伴い、一個の独立した行政区画として存置しておく必要性を失い、ついに大隅国に併合されたのである。

次に、冒頭に挙げた島(シマ)の語義の②について、取り上げたい。これは海中・湖中の島ではないが、水流に臨んでいる島のような所を指して用いられるものであり、具体的には中州のような地形を言っているが、これに関連しても、やはり一般に意識されていない用法が存するのである。それは志摩国などのシマである。このシマが島(嶋)に由来するものであることは、志摩国を「嶋国」と表記する木簡(8世紀代)があることから明らかである。例えば、「木国」の「木」を「紀伊」と好字二字で表して「紀伊国」としたように、「嶋」を「志摩」としたのが「志摩国」である。

さて、志摩国はいうまでもなく陸続きであって、いわゆる島ではない。では何故、シマ(島)と呼ばれたのか。志摩国がその国内にいくつかの島を有することにそれを求める説もあるが、周辺の島々をもって国名としたというのはいささか解せない。

この志摩国は紀伊山地が東端で太平洋に沈水するために複雑なりアス式海岸になっていて、北西部は400m級の山がちの地形、南東部は海食台地と樹枝状の入江が発達した地形となっている(以上、『角川日本地名大辞典』24三重県を参照した)。また、志摩国から隣国尾張国へは陸路ではなく、海路を経ねばならなかった。陸続きであるにもかかわらず、このように山地や台地が海に臨み、隣国と海を挟んで隔絶する地形こそ、この地をシマと呼ばしめる所以であろう。筆者は「半島」という言葉は意外に新しい日本語ではないかと疑っているが、古代においてはまさしく半島状地形もまた、シマであったのではなからう

か。そう考えると玄海灘に臨む糸島半島西部が古代においてやはり「志摩郡」と呼ばれたことも、志摩国と同じ観点から理解できよう。

翻って、シマの語源はいくつか考えられているようであるが、筆者は『日本釈名』、『箋注和名抄』、『大言海』の諸説に従って（以上、日国を参照）「セマ・セバ（狭い）」がもっとも蓋然性が高いと思う。つまり、シマとは本来「狭い地形」を指す和語であり、必ずしも周囲を水で囲まれた陸地のみを指す語ではないのではあるまいか。そして、その際、何が「狭い」のかといえば、人間の生活や生業の空間としての陸地が狭い、換言すれば弥生時代以来の稲作のための陸地が際立って狭いということではないだろうか。

無論、日本列島の場合、周囲を水で囲まれた陸地は大方狭いから、このような陸地をシマと呼ぶことは当然である。しかし、たとえ陸続きの地であっても、山地や台地が海に迫るような地形では、やはり稲作のための陸地は「狭い」のであるから、そのような地形をも「シマ」と呼ぶことが古くから行われたのであろう。

日本の地方名には、いわゆる島ではないにもかかわらず、「島」の付くものが多い。それらの中には広島や徳島のように、河口のデルタ地帯（前者は太田川河口、後者は吉野川・鮎喰川・園瀬川河口）、すなわち中洲に因んで付けられた地名も多いが、これと明らかに異なるものも見受けられる。例えば、宇和島はもと板島であったが、この「島」は中洲に因むものではなく、宇和海に四国山地西端が沈水するリアス式海岸に因んで付けられたものであろう。つまりは先の志摩国のシマと同様の地名である。

この板島が古代にまで遡る地名であるか否かは不明であるが、いずれにせよ、かつて日本においては、たとえ陸続きであっても山地や台地が海に迫るような「狭い」地形は、これを「シマ」と呼ぶことが行われていたこと

を示すものである。

考えてみれば、その四分の三を山地で覆われた日本列島の臨海部にこのような地形が多く見受けられるのは当然である。これらの地形は、列島の諸政治権力にとって比較的安定した経済基盤である水田経営にはいかにも「狭い」地形であったのであり、「シマ」と呼ばれたが、一方でその地利を生かして海産物の供給源ともなった。古代の志摩国の自弁すべき財源は先の延喜式によれば、一般経費（正税）として租穀1200斛（稲に換算して1.2万束）、特別経費として500斛（同上0.5万束）で、これは壱岐嶋を遙かに下回る。さらに、国司俸給は自弁不能のため尾張国の臨海諸郡より租穀が拠出されることになっている。これは志摩国がその地形からほとんど稲作不能であることによるのであるが、それにもかかわらず、この地が独立して一国をなしたのは、古くから「御食国」（みけつくに）として、皇室や伊勢神宮に海産物を供給する国であったからである。同じく「御食国」として海産物を供給したリアス式海岸をもつ若狭国がその国名の一部に「狭」の字を充てていることは偶然ではあるまい。日本列島に成立した古代国家は稲作を主とする農耕社会を基盤としつつも、一面海洋国家であったことを示唆している。

以上、島（シマ）の語義の②に関連して、中洲に限らず、陸続きであっても山地・台地が海に迫り、稲作のための土地が狭小であるような地形をも「シマ」と称することがあったことを述べた。

最後に、冒頭に挙げた島（シマ）の語義の③について、簡単にふれておきたい。古代の貴族や寺院の庭園は多く「嶋」（シマ）と呼ばれた。築山（嶋）を中に設けた曲池を中心とする庭園であったからである。この庭園では、池は海に、中の嶋は海中の文字通り島に見立てられた。この池に臨む堂宇では仏像が安置

され、写経や念仏が行われたという。このように、「嶋」は後の寝殿造りや阿弥陀堂の起源に深く関わるのであるが、そのことも、さらにはこの庭園としての「嶋」の現流が朝鮮半島にあることも、すでに先学によって指摘されている（岸俊男『日本古代文物の研究』、1988年）。「シマ」とは多くの人々にとって周囲を水で囲まれたり、陸続きであっても山地・台地が海に迫っている狭小な陸地を指す語に外ならなかったが、先進国の文物を享受する一部の貴族・僧侶にとっては、心静かに仏に帰依する空間を演出してくれる優雅な庭園を指す語でもあったのである。